

令和8年度福島県農産物等海外販路開拓支援事業公募要領

1 概要

福島県では、県産農林水産物及びその加工品等の輸出の回復と拡大を通じて、海外における風評の払拭及び県農林水産業の復興を図ることを目的に、民間団体等の海外への販路開拓等を支援するため、補助金交付事業を実施します。

本事業は、この公募要領に定めるもののほか、「福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「農産物等海外販路開拓支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき実施するものです。各要綱等を熟読の上、申請してください。

2 応募資格のある実施主体

ここでいう実施主体とは、県内に主たる事務所を置く次の団体のうち、補助金の対象となる事業を実施する者であって、事業実施計画の作成を行い、事業予算の執行に最終責任を持つ者を指します。

また、(1)農林漁業者の組織する団体にあつては農林漁業者2者以上が、(2)商工業者の組織する団体にあつては商工業者（中小企業者）2者以上が主たる構成員であり、代表者の定め並びに組織及び運営に関する規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができることが条件です。

- (1) 農林漁業者の組織する団体
- (2) 商工業者の組織する団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 事業協同組合
- (5) 企業組合
- (6) 公益社団法人
- (7) 公益財団法人
- (8) 一般社団法人
- (9) 一般財団法人
- (10) 県域等農業団体
- (11) その他、知事が特別に認める団体

3 対象事業

実施主体が行う事業であつて、下記の要件を満たすものを指します。

(1) 海外販路拡大

海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における出品や販売促進、海外における個別商談及び市場調査、海外輸出のための情報収集、海外バイヤーの招へい等

(2) 輸出環境整備

輸出対象国（地域）が求める検疫等の条件への対応（証明書取得、検疫官の招へい、輸送試験及び保存試験等）等

4 事業の実施期間

補助金の交付の決定があった日から令和9年2月26日までに終了する事業とします。

5 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

(1) 海外販路拡大

イベント運営費（出展料等含む）、旅費、通訳・翻訳費、資材費・資材作成費、通信運搬費（※1）、販売促進員雇用経費、保険料、使用料、賃借料、手数料、試食等サンプル経費（※2）、サンプル分析費、車両借上料等

(2) 輸出環境整備

旅費、通訳・翻訳費、資材費・資材作成費、通信運搬費（※1）、除虫作業員等雇用経費、保険料、使用料、賃借料、手数料、試食等サンプル経費（※2）、サンプル分析費、車両借上料等

※1 通信運搬費は、販促資材等の運搬に係る経費が対象であり、販売商品は対象外とします。

※2 試食等サンプル経費は、試食用原材料費、食器などの消耗品等、実際に支払われる経費を対象とします。

※ 補助の対象とならない経費

- ・ WTO 協定に反する経費
- ・ 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費及び本補助対象事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- ・ 事業実施主体の他の事業と区分できない経費
- ・ 事業実施計画と異なる事業の実施に係る経費
- ・ 要綱等に基づく手続きを経ないで実施した事業に係る経費
- ・ 補助金の交付決定の日が属する年度の事業の実施期間終了日までに支払が完了しない経費
- ・ リースが可能と認められる機械等の購入費用
- ・ 交際費・飲食代
- ・ 工芸品、木材、花卉の輸出に係る経費
- ・ 事業実施主体の構成員やその経営先等への委託経費
- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

6 補助金の額等

(1) 民間団体事業

① 海外販路拡大

上限額は1,500千円（ただし、補助対象経費の3/4以内）とします。

② 輸出環境整備

上限額は1,500千円とします。

(2) 県域等農業団体事業

① 海外販路拡大

上限額は3,000千円（ただし、補助対象経費の3/4以内）とします。

② 輸出環境整備

上限額は3,000千円とします。

7 補助事業の件数

国から配分される予算の範囲内での採択となります。

8 申請方法等

(1) 申請者

「2 応募資格のある実施主体」に定める実施主体が申請してください。

(2) 申請書類

① 農産物等海外販路開拓支援事業実施計画承認申請書（実施要領別記様式1）

② 事業実施計画書（実施要領別記様式2）

③ 添付書類

ア 規約・定款等

イ 役員名簿

ウ 団体の活動が分かる資料（事業計画書、事業実績書等）

エ 直近の収支予算書、決算書

オ その他必要な書類

・ 補助対象経費の内訳一覧（任意様式）

・ 補助対象経費の積算根拠資料

（見積書、金額が確認できるウェブページの写し等）

(3) 提出部数

各一部

(4) 申請方法

下記「提出先」へ提出してください。

○提出先

福島県農林水産部農林企画課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎9階

電話：024-521-8027

メール：kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp

9 審査

(1) 審査スケジュール

	申請締切	採択・不採択通知	事業の実施期間
第1次募集	令和8年4月10日(金)～ 令和8年4月17日(金)	令和8年5月上旬	交付決定から 令和9年2月 26日までの間 に実施
第2次募集	令和8年4月20日(月)～ 令和8年5月11日(月)	令和8年6月下旬	
第3次募集 (追加募集)	令和8年6月11日(木)～ 令和8年7月10日(金)	令和8年8月上旬	

※応募状況により、追加で募集を行う場合があります。

(2) 審査方法

書面審査となりますが、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行います。

対象要件の確認を行った後、本事業の目的との合致、計画の的確性・実現可能性、将来性、経済波及性、先駆性・モデル性等の観点から総合的に判断しますので、事業実施計画書作成の際は明確かつ具体的に記載するよう御留意ください。

審査の基準、配点等については、別紙審査表をご覧ください。

ア 基本審査

事業実施計画について、本事業の目的との合致、計画の的確性・実現可能性、将来性、経済波及性、先駆性、モデル性の観点で審査を行います。

なお、基本審査において、60点以上であることを採択の条件といたします。

イ 加点及び減点

① 加点

本補助事業は海外における風評の払拭及び県農林水産業の復興を図ることを目的としていることから、審査を行う年度の4月1日時点で輸入規制を実施している及び輸入規制が撤廃されてから5年度以内の国・地域向けの事業に対してポイントを加算します。加算対象となる国・地域及び加算方法は下表のとおりです。

	対象国・地域	加点
輸入規制を実施している 国・地域 及び 輸入規制が撤廃されてから 5年度以内の 国・地域	<p>●輸入規制が行われている国・地域 中国、香港、マカオ、韓国、ロシア</p> <p>●輸入規制が撤廃されてから5年度以内の国・地域 ※()内は輸入規制撤廃年度 台湾(令和7年度) 仏領ポリネシア(令和6年度) EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン(令和5年度) インドネシア、英国(令和4年度) 米国、シンガポール(令和3年度)</p>	<p>計画全体に対する対象国・地域への取組(事業費)の比率が 50%以上 20点 30%以上50%未満 10点</p>

※令和8年4月1日時点

② 減点

事業の計画的な執行の観点から、申請団体が受けた直近の本補助事業にお

いて、執行率が低い団体については、その比率に応じて審査点数を減点します。減点方法は下記のとおりです。

【執行率】

額の確定時の補助対象事業費／当初補助金交付申請時の補助対象事業費×100

執行率	減点
50%以上70%未満	5点
50%未満	10点

※ただし、災害や紛争等の自己の責めに依らないやむを得ない事情により執行率が下がったと認められる場合は減点の対象としない。

(3) 結果の通知

- ・審査結果（採択又は不採択）について、申請者あてに通知します。
 - ・採択されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果について書面により求めることができます。
- なお、その開示は書面にて行い、開示内容は申請者の基本審査得点及び総得点とします。

(4) その他

- 申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。
- なお、提出された申請書類は返却しません。

10 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（領収書等）を確認し、支払います。

補助金は、支払いが完了した経費について精算払いで交付することを原則としますが、事業の進捗及び必要性を考慮し、概算払いを認める場合があります。概算払いを請求する場合には、補助金交付申請と併せて行うものとします。

11 補助事業者の義務

補助事業者は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の内容、補助事業等に要する経費の配分又は補助金交付申請額に変更が生じる場合、または補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければなりません。

12 留意事項

1 団体当たり、本事業の実施期間において1回限りの補助となります（1回の申請で、実施期間内に複数回の活動計画とすることは可能です。）。

13 問い合わせ先

福島県農林水産部農林企画課 担当：鈴木、阿部、菅野 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎9階 電話： 024-521-8027 メール： kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp
--

(別紙)

令和__年度農産物等海外販路開拓支援事業 審査表

審査対象事業者等：

①基本審査

審査項目	配点	評価基準	評価点	加算率	得点
1. 事業の目的との合致	25	・「県産農林水産物等の輸出促進及び海外販路拡大、海外における風評の払拭を図る」事業の目的にどの程度合致しているか？	0, 1, 2, 3, 4, 5	× 5	
2. 計画的確性・実現可能性	25	・事業（海外販路拡大、輸出環境整備）に関するノウハウ、人員等の事業実施体制が確立されているか？また、スケジュール、輸出先の選定等に無理がなく、事業の実現が見込まれるか？	0, 1, 2, 3, 4, 5	× 5	
3. 将来性	15	・過年度に本事業の補助金を受けた場合、その結果を踏まえ発展させた事業となっているか？ (新規申請の場合、次年度以降の事業につながる取組みと認められるか？)	0, 1, 2, 3, 4, 5	× 3	
4. 経済波及性	20	・事業が実現した場合、補助金の額を上回る効果が見込まれるか？または、本県農産物等の海外販路開拓に資することが期待でき、そのインパクトは大きいのか？	0, 1, 2, 3, 4, 5	× 4	
5. 先駆性・モデル性	15	・客観的に見て、新規性の高い事業（県内で行われている既存事業を超える先進的な発想や手法を活用した取組み、他の事業者の参考となり得る事業モデル）であるか？	0, 1, 2, 3, 4, 5	× 3	
合計					

※0点（記載なし、該当なし）、1点（非常に劣っている）、2点（劣っている）、3点（普通）、4点（優れている）、5点（非常に優れている）

②加点及び減点

輸入規制等の国・地域での取組（事業費）比率	計画全体に対する対象国・地域への取組（事業費）の比率が50%以上	+20	
	計画全体に対する対象国・地域への取組（事業費）の比率が30%以上50%未満	+10	
直近の本補助事業の執行率	50%以上70%未満	-5	
	50%未満	-10	
総合点			